

公益法人会計基準（素案）等に対する意見募集に関する意見を提出致します。

宜しく願い申し上げます。

2024年12月4日

公認会計士 辺土名 厚

1 会計基準全体について

- (1) この度の会計基準の改定に反対であり、20年基準から大きく変更しなければいけない、実務上の弊害、問題点、要望もない状況での改定は、実務上有益でなく、必要性が見いだせません。
- (2) 令和7年施行の認定法の一部改正に必要な箇所のみの変更でお願いしたい。
- (3) 会計専門家から見ても難解であり、公益会計に携わる関係者がこの基準を理解し、適切に運用すること困難であるレベルである。量的、質的にも公益会計に携わる関係者が会計をこなすために、公益活動が犠牲、支障がでるレベルだと思われる。実務（経理業務、理事会、評議員会、社員総会の運営等も含む）の混乱は必至。どう考えて

も、改悪と言わざるを得ない。令和7年4月1日以降に開始する事業年度からの適用は、時期尚早である。

パブコメ等の意見を今一度、真摯に受け止め、全体的な再考が必要である。

(4) 20年基準から今回の(素案)は、大きく変わっているが、変更の趣旨、ベースとした考え方を分かりやすくご説明頂きたい。

(5) 今回の(素案)は、非営利組織モデル会計基準を参考にしていると思わるが、非営利組織モデル会計基準を他の非営利法人に先駆けて、公益会計に導入する必要性はない。

学校法人、社会福祉法人等他の全ての非営利組織と合意後に、公益法人会計基準に検討することで十分です。公益法人会計が先陣を切る、有益性もなければ、実務界からの要望もない。公益法人会計が非営利組織モデル会計基準の試験台になってはいけません。

公益法人会計の実務が混乱し、疲弊し、公益活動の足も引っ張るようなレベルの会計基準の導入は、再考すべきです。

また、非営利組織モデル会計基準に関わった日本公認会計士協会の担当者が、今回の(素案)に、関わっている

のであれば、会計基準の客観性、透明性からの観点からも切り離すべきであり、当然ながら、兼任すべきでないと思います。

(6)「公益法人の会計に関する研究会」の議事録を拝見すると参加の委員からの疑問や否定的な意見もあり、これらが整理されていない（パブコメ直前の委員会で、修正は、座長一任とありましたが、最後まで委員の方がしっかりと確認したものを公表すべきと思います）状態で（素案）を公表するのは、時期尚早です。多くの公益法人関係者は、このレベルでの改定を望んでいません。「しっかりとしたもの」を「分かりやすく」（素案）にすべきです。

(7) 公益会計特有の内容を本表から外し、注記事項とする大きな方針自体に反対です。公益法人としての法人実態が見えなくなると思います。注記は、あくまでも、補足情報です。現行の実務でも理事会、評議員会、社員総会で主に説明しているのは、本表です。全体的に定期提出書類の内容が注記事項、附属明細書に入り込んでいますが、会計情報と認定法上の必要な情報は分けるべきです。別表の代わりに注記事項を増やすということは、本末転倒です。別表の問題は、別表の様式、求める情報について定期報告で対処すべきであり会計の世界に押し付けてはいけません。

注記事項こそ、「分かりにくさ」そのものです。実務負担は、間違いなく増えると思います。少なくとも、現状より、決算書作成の手間と時間がかかり、決算スケジュールはタイトになります。また、これら、認定法の情報を監事、理事会、評議員会、社員総会において、チェック、承認できるでしょうか。できないものを承認事項すること自体、ガバナンス上の問題にもなります。

2 公益法人会計基準（素案）について

(1) 20年基準同様に、会計基準の設定の経緯等、主な変更点等を示すべきです。

(2) 20年基準にあった一般原則（真実性・明瞭性原則 他）がなくなったのはなぜでしょうか。会計全般に関わる大事な原則だと思います。必要ではないのでしょうか。

(3) 全体的に、記述が冗長であり、言葉が難しく、読みづらい。読みこなし、理解するのが、困難である。

また、会計基準に記載するには、細かすぎる箇所が多い。例えば、10.会計方針、11.重要性、40.費用配賦の方法、41.管理費の例示他。改善を頂きたい。

- (4) 16. (2) 正味財産増減計算書も当初、わかりにくいと思ったが、実務的には定着はしてきた。活動計算書の表現が特段、分かりやすいとは思えない。いっそのこと 損益計算書(公益法人版)とかでよいのではないのでしょうか。
- (5) 15. (2)「資産を放棄する」 イメージしづらい。わかりやすい表現に修正頂きたい。
- (6) 24.25、読みづらいので、整理されてはいかでしょうか。
- (7) 28.会計基準に記載するレベルでしょうか。このレベルを記載するのであれば、他の論点も記載するべきものありませんか。
- (8) 28.余剰品として、長期間にわたって所有するものまでに流動資産に含める論拠を教えてください。
- (9) 29.~31・貸借対照表の注記 記述されている文書から注記事項の内容をイメージするのが難しい。
- 20年基準のように、会計基準には、タイトルだけ記載し、形式と追加説明は、運用指針に委ねたほうが良いと思われる。
- (10) 29.「法令に基づきとあります」が、具体的にどの法律の何条でしょうか。基準に法令の内容を分かりやすく示して、頂きたい。

(11) 30.注記事項、財産目録の記載内容を混ぜて、記載場所を任意に委ねるのは、比較がしづらくなるので、やめて頂きたい。

(12) 31.読みづらい。

「法人の期間決定により、用途の制約を課した資産」と「資源提供者により用途の制約を課せられた資産」は、性格が違うので、「含む」という表現でない方がいいと思います。

(13) 33. (2) 20年基準の「正味財産増減額」同様に、「収益費用差額」そのまますぎて、却って分かりづらく思えます。収益費用差額は、聞きなれない言葉ですが、他の会計では、使用するのでしょうか。もし、一般的に使用しないのであれば、また、公益会計は分かりづらいとなるので、単純に収益－費用＝「損益」のほうが分かりやすくないでしょうか。

(14) 37.「収益の内容ごとに定められた規定」の規定とはなにを指すのが分かりづらいのですが、この規定は、具体的に何を指しているか明示頂きたい。

(15) 40. 配賦基準の記述レベルは、会計基準ではなく、運用指針でよろしいかと思えます。

(16) 41. 管理費の記述レベルは、会計基準ではなく、運用指針でよろいしかと思います。

(17) 41. (3)「財務に係る費用」とは、どのような費用のかイメージがつきません。分かりやすい表現にして頂きたい。

(18) 44. 活動別を示す名称を付した科目とあるが、運用指針のひな形は、公1、公2・・・となっている。

活動と公1、2は、必ずしも一致しない。公1の中に、複数の活動がはいっている場合が多い。活動は、例えば、定款等で記載されている事業レベルで捉えないと意味がないのではないか。

公1の中に、調査研究事業、出版事業があるとすれば、

運用指針案

経常収益

公1 事業収益 110

経常費用

公1 事業費 110

運用指針案ですと、公1事業は損益0です。

内訳が下記のようなであれば、調査研究事業は、10の赤字、出版事業は10の黒字である。

運用指針案ですとこれらが合算実態がされて、活動実態が見えないのではないのでしょうか。

経常収益

調査研究事業収益 50

出版事業収益 60

経常費用

調査研究事業費 60

出版事業費 50

(19) 46～50 活動計算書の注記 記述されている文書から注記事項の内容をイメージするのが難しい。

20年基準のように、会計基準には、タイトルだけ記載し、形式と追加説明は、運用指針に委ねたほうがよろいか

と思います。

(20) 47. 「法令に基づく」とは、具体的にどの法律の何条でしょうか。基準に法令の内容かを示したほうが分かりやすいと思います。

(21) 51. 「原則として振替はしない」何を振替えないのか不明です。20年基準で、指定から一般への振替を知っている人には、直感的にわかると思いますが、20年基準を知らない人には、理解できない表現ではないでしょうか。

(22) 51.~54 「原則として振替はしない」と記載しておきながら、レアなケースでしかでてこない、振替についての記載を長々と会計基準で示す必要はないのではないのでしょうか。却って、惑わされます。記載するとしても運用指針の方がいいと思います。

(23) 66. (3) 例示が、重要性にかかわらず、記載する事項など、なにを求めているのか、分かりづらい。

(24) 68. (8) 「その他財務諸表作成のための基本となる事項」の基本となる事項とはどのようなものでしょうか。

(25) 69.70. 「表示方法とは」「会計上の見積りとは」がここで登場するのは、唐突感があります。そもそも

会計基準の中で定義が必要でしょうか。これらを定義するのであれば、他にも定義する必要な項目はありません

か。例えば、会計方針等・・・

(26) 74 (1) 貸借対象表会計区分別内訳は、注記であろうと、大科目ごとの表示であっても、実務上の負担は大きく、廃止して頂きたい。会計情報の有益性がどこにあるのでしょうか。別表Hの代わりに作成であれば、別表Hを分かりやすく改定すればいいだけであり、本末転倒な整理だと思います。

実際、別表H自体を全て理解するのは難しいことは事実ですが、作成時間自体は、実務上は短時間で済みます。別表Hを3年前ほどに変更して、さらに難しくされ、混乱がありましたが、これを元に戻すか、H表自体を簡略化すればいいだけであり、注記としての貸借対照表会計区分別内訳の作成を求めることは適切ではありません。

公益目的取得財産残額は、認定法上の概念であり、それを会計情報とする必要性はありません。

いっそのこと、貸借対照表会計区分別内訳も別表Hも廃止し、

公益目的取得財産残額を「公益目的保有財産、公益充実資金、指定寄付資金（公）の合計額」とされてはいかがですか。平成20年の公益制度開始後、公益認定取り消しによる公益目的取得財産残額の贈与の件数は、何件くらいでしょうか。教えてください。

少ない件数だとすると、公益目的取得財産残額の算定に時間をかけるのは、公益法人業界の公益活動を阻害することにもなります。シンプルに簡単に計算できるような整理と再考が必要です。

(27) 76. 「重要性がある場合に記載する」との記述は、不要と思います。重要性の判断は、会計処理、表示に関して全般的に当然に行われるものです。

(28) 76. (2)～(6)は、重要性がない場合には、記載しなくてよいとの解釈になりますが、(2)～(6)の重要性がないとは、どのようなケースでしょうか。金額的に重要性を判断するのは難しい項目ではないかと思います。

(29) 78. (3) 財務規律適合性に係る明細

①会計基準で求めるべき情報ではありません。認定法で必要な情報は、行政庁への提出書類で整理すべきであり、会計基準の枠組みに入れるべきではありません。

財務規律適合性に係る明細の内容は、従来通り、「定期提出書類」で行うべきです。 附属明細書に記載するということは、監事、理事会、評議員会、社員総会で承認を受けるということになりますが、明細の内容を理事会、評議員会、社員総会で、説明し、承認を求めるのは現実的ではないと思います。

②上記は、会計監査人設置法人であっても同様です。相対的に規模が大きな法人だからと言って、財務規律適合性に係る明細のような認定法の情報を会計基準の枠組みとすべきではありません。附属明細書の構成から削除すべきです。

そもそも、会計監査人は、会計の専門家であり、認定法の専門家ではありません。認定法への適合が求められる財務規律適合性に係る明細を、監査対象とすることは、監査理論的には厳しいと思われます。会計監査人が監査した明細を、後日、行政指導で修正することになった場合には、会計監査人の責任が問われる。監査対象について、日本公認会計士協会とは、合意されているのでしょうか。監査の対象とならない情報を附属明細書の構成とすることは、不適切と思われます。

(30) 80.財産目録の内容は、財産目録して注記事項、財産目録の記載内容を混ぜて、記載場所を任意に委ねるのは、比較がしづらくなるので、やめて頂きたい。

(31) 83.金融資産の定義が難しい。易しく記述して頂きたい。

(32) 104.~106 実務的に従来、許容されていた強制評価減の処理で問題ないと思います。(素案)でも強制評価減

の処理は認められているのでしょうか。現状、減損処理が必要な事例は多くありません。ンプルに強制評価減でよいと記載して頂くと実務負担は少ないのですが。もしくは、20年基準のように会計基準に減損会計を記載しなくてもよいかと思います。

(33) 116 (2) 記載不要と思います。(1) で定義済みです。

(34) 117 例示は、運用指針でよろしいかと思います。

(35) 117 例示について記載するのであれば、20年基準の運用指針でも例示されており、実務上多く計上されている「役員退職慰労引当金」は例示として記載すべきです。逆に、(4)、(5) は、実務上あまり見られないと思いますので、例示としては不要と思います。

(36) 120~125 記述が細かすぎます。適用法人は、少ないと思いますので、記載したいのであれば、運用指針で十分だと思います。

(37) 138~151 全体的に、表現、言葉が分かりづらく理解できません。例えば、交換取引収益、非交換取引収益などなど。会計の専門家でもしっくりこない表現です。分かりやすく、使いやすい表現に改めて頂きたい。

また、多くの法人は簡便法の適用でよいので簡便法の内容を基準（運用指針ではなく）に記載すべきと思います。

(38) 152 費用のタイトルでなく、費用の注記の内容でないでしょうか。

2 公益法人会計基準の運用指針（素案）について

(1) 設定の経緯等について

とても読みづらく、分かりにくい。過去の設定の経緯が長く、今回の改定の趣旨が抽象的で分かりづらい。

初めて、公益会計に携わる方でも理解できようように修正を頂きたい。

また、20年会計基準の運用指針からの主な変更点等も示してほしい。

(2) 2.

会計監査人設置法人以外は、適用または作成しない内容については、会計基準に記載せず、運用指針だけで記載したほうが、会計基準がシンプルになり、実務的ではないでしょうか。会計監査人設置法人以外の法人が圧倒的多数（何%くらいなんでしょうか）だと思います。多くの法人が適用、作成しなくてもよい内容を会計基準に

記載する有益性はないと思います。会計基準は、可能な限りシンプルにして頂きたい。

(3) 2.

会計監査人設置法人であっても財務規律適合性に係る明細のような認定法の情報を会計基準の枠組みとすべきではないと思います。そもそも、会計監査人は、会計の専門家であり、認定法の専門家ではありません。認定法への適合が求められる財務規律適合性に係る明細を監査対象とすべきではありません。会計監査人が監査した明細を、後日、行政指導で修正することになった場合には、会計監査人の責任が問われることにもなります。監査対象について、日本公認会計士協会と検討されたのでしょうか。監査の対象とならない情報を附属明細書の構成とすることは、不適切であります。

(4) 6.

「令和10年（2028年）4月1日前に開始する事業年度までに適用を開始することができる」との記載がよみづらいのですが、3月決算法人は、経過措置は、2年になりませんか。経過措置は、3年と聞いたことがあるのですが。3

年の経過措置は、実務対応として最低限必要です。再考をお願いします。

- (5) II 金融商品、III 固定資産 IV 外貨建取引 V 退職給付 VI 資産除去債務 VII 税効果会計関係 VIII 収益の認識

上記の内容は、企業会計の基準をそのまま引用しているのでしょうか。

そうであれば、これらの企業会計基準の改定があると、公益会計基準・運用指針のその都度、改定するのでしょうか。

企業会計の基準をそのまま引用していないのであれば、企業会計基準のどこをどのような考えで、変更しているかを明らかにして頂きたい。

- (6) X 関連当事者との取引 4 ページに及ぶ内容であり、とても読みづらく、理解できない。企業会計の内容をベースにして、公益法人用に修正していると思うが、公益法人版としてシンプルに記述して頂きたい。

- (7) X 関連当事者との取引 20 年基準からどこを変更したのかが分かりづらいので、新旧表を明示して頂きたい。

(8) XI 財務諸表の科目

- ① 契約資産・・聞きなれない科目です。どのような内容でしょうか。公益法人会計の実務的にはどのような場合に使用するのでしょうか。
- ② 商品、貯蔵品は、20年基準のように債権の下の方の表示がよろしいのではないのでしょうか。流動資産の配列の考え方を教えてください。
- ③ 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産の区分では、公益法人会計の重要な情報示せめせず、財産状態についての判断を誤らせる。従来の基本財産、特定資産の区分を維持すべきである。企業会計には、そもそも、基本財産、特定資産の概念がないので、有形固定資産、無形固定資産の区分でよいのであって、公益法人会計を企業会計に近づけることが「分かりやすい」とう認識は改めるべきである。また、基本財産、特定資産を注記とすることは、本末転倒である。大事な情報は、本表で開示すべきであり、理事会等での決算説明においも、本表では、実態が説明できず、注記事項の説明が多くなることが予想される。
- 例えば、

基本財産を有価証券で100億円保有している法人は、

基本財産 投資有価証券 100億円 表示していました。

それが、改定後は、

その他固定資産 投資有価証券 100億円と表示されます。

基本財産、特定資産が多い法人は、資産の金額の大部分が その他 固定資産と表示される。基本財産、特定資産の重要な財産の大部分が「その他」として、表示されことは、公益法人の財産状態を適切に示さないことになります。企業会計に近づけることで、公益法人の実態が見えなくなります。再考が必要です。

④基本財産、特定資産の運用益はどの科目で表示するのでしょうか。例えば、受取利息で表示だと、預金利息と投資有価証券からの利息と一緒にになるので、少なくとも「投資有価証券利息」の科目の例示は必要ある。

基本財産、特定資産の運用益も重要な情報である。固定資産の分類と併せて、再考をお願いしたい。

(9) 財務諸表様式及び注記・附属明細書

① 様式が、貸借対照表は、報告式と勘定式の二つ明示されているはなぜでしょうか。活動計算書は、報告式しかな

いのはなぜでしょうか。 どちらかに統一すべきと思います。また、報告式の活動計算書に増減欄は、必要ではないでしょうか。

② 棚卸資産は、商品、貯蔵品と表示すべきではないでしょうか

③ 活動計算書の最後が「当期収益費用差額」で終わっており、期首残高からの期末残高の表示がないので貸借対照表の期末残高との整合性がない。企業会計の「株主資本等変動計算書」のような別の書式は、検討されましたでしょうか。

④ 貸借対照表の注記

(1) 会計区分別注記

会計区分別内訳は、注記あろうと、大科目ごとの表示であっても、実務上の負担が大きく、廃止して頂きたい。会計情報の有益性がどこにあるのでしょうか。別表Hの代わりに作成であれば、別表Hを簡易のものにすべき思います。

(2) 資産及び負債の状況

財産目録として整理すべきものと思います。

(3) 使途拘束資産（控除対象財産）の内訳の増減額及び残高

会計基準で整理すべきではありません。注記項目から除外すべきです。定期提出書類で整理をお願いします。

⑤ 18.活動計算書の注記

活動計算書全体の問題ですが、指定から一般の振替をなくしたことで、例えば、来期以降10年にわたって使うような寄附金を今年10億円受け入れとします。他の損益は、0だとします。

今年は、10億円の黒字となります。一方、来期以降10年間は、毎年1億円の赤字となります。

活動自体は、毎年一緒だとしても。今年だけ、大きな黒字、来期以降は、毎年赤字。これで、法人の正しい活動を示していると言えるのでしょうか。指定から一般の振替をなくしたことで、費用と収益の対応がなくなり、法人の経営実態へのミスリードが起きると思います。寄付等の収益割合が少ない、企業会計と違い、寄附金、補助金等の割合が大きい公益法人は多くいます。

さらに、特定資産を貸借対象表で表示しないこととしたことで、この10億円の残高がいくらあるのかも貸借対象

表上では、分からないのは、財産状態の観点からも問題がある。再考が必要である。

⑥ 指定純資産のうち指定寄付資金の発生年残高および支出見込み

発生年度別残高など詳細に必要ですか。

⑦ 移行法人の注記

実施事業資産は、20年基準では、実務上、固定資産として整理していたが、流動資産の現金預金の区分があるのはなぜでしょうか。

⑧ 財務規律適合性に係る明細

認定法が求める特定目的の情報であり、一般目的の会計情報とは、異質なものである。附属明細書の構成とすべきでない。

従来通り、定期提出書類とすべきです。これは、会計監査人設置法人も同様である。会計監査人設置法人だからと言って、認定法が求める特定目的の情報を会計の枠組みに入れるという理屈も必要性もありません。むしろ、会計監査人がそもそも監査対象としてはいけない内容です。

実務的には、従来、決算書作成後、定期提出書類の作成をしていました。財務規律適合性に係る明細を附属明細書の構成とすることは、決算スケジュールが遅れることになる。これは、会計監査人設置法人も同様である。財務規律適合性に関する明細は、すべての法人について、附属明細書から除外すべきである。

(10) 財産目録

公益会計に重要な基本財産、特定資産の金額が財産目録上、合計額で明示されない。

基本財産、特定資産の構成する資産の種類、金額（合計額）は、公益法人の財産状態を理解するために、重要かつ必須な情報である。再考が必要である。

以 上